令和７年度雲南市社会福祉法人指導監査実施結果の概要

１　実施期間

令和７年９月から令和７年１１月

２　一般指導監査（特別監査は該当なし）

１３所管法人の内、５法人に対して実地指導を行った。

区　　分		監査実施数	指摘法人数	当年度平均指摘件　数	指　摘　率	
					Ｒ７	Ｒ６
指摘件数	文書指摘（報告を求める）	５法人	３法人	1.0 件／法人	60%	75%
	口頭指摘（報告を求めない）		５法人	5.6 件／法人	100%	100%

３　指導監査の実施体制

健康福祉総務課指導監査担当者４名で実施。

４　指導監査の実施方針等【令和７年度雲南市社会福祉法人指導監査実施計画】

◆　実施方針

改正社会福祉法が平成２９年４月１日（一部の規定は平成２８年４月１日）に施行され、社会福祉法人制度の見直しが行われた。

この法改正の趣旨を踏まえ、法人の自主性・自律性を持った運営を前提とし、経営組織に対するガバナンスの強化、事業運営の透明性の確保、適正かつ公正な支出管理の確保、内部留保の明確化等に主眼を置いて、指導監査を実施する。また、必要に応じ、県等が実施する施設監査等と連携し、適切な指導監査を実施する。

なお、令和７年度の指導監査は、平成２９年度の制度見直し後、３回目の指導監査となる。

◆　一般監査の重点項目

（１）組織運営

ア　定款

（ア）定款の記載内容が実態に反してはいないか。

（イ）定款の変更が評議員会の特別決議を経て行われているか。また、認可（届出事項を除く）を受けて行われているか。

イ　評議員

（ア）要件を満たす者が適正な手続きにより選任又は解任されているか。

（イ）評議員の数は、定款で定めた員数となっているか。

（ウ）善管注意義務を果たしているか。

ウ　評議員会

（ア）決議について、出席者数及び賛成者数が決議に必要な数以上になっているか。

（イ）法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り決議されているか。

（ウ）法令に基づき、適正に議事録等を作成し、主たる事務所等に法定の期間備え置いているか。

エ　理事

（ア）要件を満たす者が適正な手続きにより選任又は解任されているか。

（イ）理事の数は、定款で定めた員数となっているか。

（ウ）理事長及び業務執行理事は、理事会の決議で選定しているか。

（エ）理事長及び業務執行理事は、自己の職務の執行状況を理事会に報告しているか。

（オ）法令に基づく事項について、一部の理事に委任されていないか。

（カ）善管注意義務、忠実義務等を果たしているか。

オ　監事

（ア）評議員会の有効な決議により、社会福祉事業に識見を有する者及び財務管理に識見を有する者を監事に選任しているか。

（イ）監査において、事業報告や財政状況等に対する監査を適正かつ適時に行い、理事会等へ報告しているか。

カ　理事会

（ア）法人の業務の決定に当たり、要審議事項について、適正に審議しているか。

（イ）理事長は、理事会の決定に基づき、法人運営及び事業経営を行っているか。
（権限を超えた行為がある、専決事項が定款細則等に定められていないなど、不適正な運営が行われていないか。）

（ウ）決議について、出席者数及び賛成者数が決議に必要な数以上になっているか。

（エ）法令に基づき、適正に議事録を作成し、主たる事務所に法定の期間備え置いているか。

キ　評議員及び役員（理事、監事）の報酬等

（ア）評議員の報酬等の額は、定款に定められているか。

（イ）評議員及び役員の報酬等について、省令の定めに従い支給の基準を定め、評議員会の承認を受けているか。

（ウ）評議員及び役員の報酬等が報酬額の支給基準に従って支給されているか。

（エ）報酬等は省令の定めに従い支給しており、不当に高額なものとなっていないか。

（２）会計管理

（ア）経理規程等に定めるところにより事務処理が行われているか。

（イ）会計責任者と出納職員との兼務を避けるなど、内部牽制体制が確立されているか。

（ウ）入札契約等については、関係通知に基づく適正な手続きにより、競争入札及び随意契約を実施しているか。また、契約に係る会計帳簿及び証憑書類について、適正に作成し、保存しているか（特に会計伝票と証拠書類の関係性が明らかであるか）。

（エ）国庫補助金等により取得した資産に対応する国庫補助金等特別積立金の処理が行われているか。

（３）その他

（ア）法人の関係者（評議員、理事、監事、職員等）に対して特別の利益を与えていないか。

（イ）社会福祉充実計画に定める事業が計画に沿って行われているか。

（ウ）定款、役員等報酬基準、現況報告書、計算書類等法令に定める事項について、インターネットの利用により公表しているか。

（エ）「地域における公益的な取組」を実施しているか。

（オ）事業継続計画（BCP）を策定しているか。

５　具体的な指導監査指摘結果の概要（＊雲南市の主な指摘内容）

当市においては、法人運営に重大な影響を及ぼすような不正事案は認められなかったが、特に次の点について問題点が見受けられた。

（１）組織運営関係

（ア）定款の変更手続きが行われていない。

（イ）理事会の欠席が続いている理事がいる。

（ウ）退任した監事が、評議員選任・解任委員に監事としての委員になっている。

（エ）理事会決議が必要となる重要な役割を担う職員が明確になっていない。

（オ）評議員の要件を説明したうえで評議員が選任されていない。

（カ）役員の内に含まれなければならない要件を説明したうえで役員が選任されていない。

（キ）役員の選任にかかる採決が「挙手」によっていることが確認できない。

（ク）基本財産の一部について、定款との一致が確認できない。

（ケ）定款と定款細則との整合が取れていない。

（コ）評議員会の招集通知が１週間（中７日）前までに発出されていない。

（サ）社会福祉事業の収入で、法令・通知上認められない使途への資金充当がある。

（２）会計管理関係

（ア）小口現金による支払いとして適当でないものがある。

（イ）固定資産台帳が、会計責任者や理事長に報告されていない。

（ウ）自動更新条項のある契約の更新に係る決裁がない。

（エ）予算が不足する場合の予算流用手続きが行われていない。

（オ）インターネットバンキング処理における牽制体制が図られていない。

（カ）小口現金の取扱者が明確になっていない。

（キ）随意契約を行った合理的な理由を明確にしたうえで決裁が行われていない。

（ク）経理規程の内容に不備がある。

（ケ）経理規程にある内部監査が実施されていない。
（コ）会計責任者と契約担当者の兼務は避けること。
（サ）経理規程にある出納職員が任命されていない。
（シ）現金出納簿の作成が必要な拠点区分がある。

●改善措置が必要なものについては、指摘基準に基づき文書指摘（文書で改善報告を求めるもの）を行ったほか、口頭指摘（文書で改善報告を求めないもの）による指導と助言も行った。

　また、文書指摘事項については、１か月の期限を付して改善状況の報告を求め、挙証資料により改善状況の確認を行った。期限までに改善できない事項については、引き続き指導を継続するとともに、必要に応じて事後指導等を行った。